

## 徳島市上下水道局推進工事請負業者選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、徳島市上下水道局が発注する推進工事の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について定め、もって推進工事の円滑な施工と適正な施工管理の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準における推進工事とは、仮設としての立杭を設置し、杭内において管本体又は仮管（さや管）を入力または掘削機械等を用いながらジャッキ等（けん引機を含む）で推進もしくはけん引して管を地中の所定の位置に設置する工法（シールド工法及びセミ・シールド工法を除く。）によって施行される工事を総称するものである。

### (競争入札に参加できる者の資格)

第3条 競争入札に参加できる者は、徳島市が建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和61年徳島市告示第121号）第5条の規定により区分された土木一式工事の格付等級が特A級、A級又はB級の資格を有する者のうちから次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) 次に掲げる日の直前3カ年間の事業年度における推進工事について算出した年間平均完成高

ア 次条第1項による申請の場合

準用要綱（上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第2条において準用する徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱をいう。以下同じ。）第4条に定める期間（以下、「申請書受付期間」という。）の始期日

イ 次条第2項による申請の場合

同項に定める申請書の提出日

ウ 第6条の2第1項による資格の再審査の場合

準用要綱第6条の2第2項に定める期間の始期日

(2) 推進工事の専門的な技術管理面の技術者として推進工事技士資格を取得している技術者の数

(3) 推進工事の技術者として指導監督的立場での実務経験を2年以上有する者で、次の資格を取得しているものの数

ア 測量士

イ 一級土木施工管理技士

ウ 第2種下水道技術検定合格

(4) 労働安全衛生法に定められた作業主任者及びその他の法令に定められた有資格者の数

2 徳島市上下水道局が発注する推進工事の一般競争入札に参加できる者は、前項に規定する競争入札に参加出来る者の資格を有する者であって、徳島市の建設工事の一般競争入札等に係る業者選定運用基準第5条第1項第1号及び同基準第7条第5号の規定によるものとする。

3 徳島市上下水道局が発注する推進工事の指名競争入札については、徳島市の建設工事の指名競争入札に係る指名業者選定運用基準第2の(2)及び第3の規定は適用しない。

(申請書の提出の時期)

第4条 資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平成25年を最初の年とする申請書受付期間に申請書を提出するものとする。

2 申請者は、前項の提出期間内に申請書を提出できない場合は、前項の規定にかかわらず、徳島市上下水道事業管理者が定める期間内において、随時に申請書を提出することができる。

（資格の取消し）

第5条 競争入札の参加資格を有するものが、次の各号の一に該当するに至った場合においては当該資格を取り消しその事実が起こった後2年間は競争入札に参加させないことがある。

- (1) 第3条の資格審査事項で事実と反するものがある場合
- (2) 工事の施工に当たって遵守しなければならない法令等の違反がある場合
- (3) その他の推進工事請負業者として不適当なことがあった場合

（資格の有効期間）

第6条 資格の有効期間は、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日から2年間とする。

2 第4条第2項の規定により申請書を提出し、審査を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、前項の期間の残存期間とする。

（資格の再審査）

第6条の2 徳島市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、令和4年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日（以下「再審査基準日」という。）において、現に資格を有する者に対し、第3条第1項に定める基準により再審査を行い、資格を有しないと判断したときは、再審査基準日以後の資格を取り消すものとする。

2 管理者は、前項に規定による再審査を行う場合は、現に資格を有する者に対し、管理者が別に定める期間内において、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（標準発注金額）

第7条 推進工事の等級別標準発注金額は、別表のとおりとする。ただし、土木一式工事の等級にかかわらず徳島市上下水道局推進工事請負業者選定細則第2に規定する特例業者は4,000万円未満とする。

（定めのない事項）

第8条 本基準に定めのない事項、その他本基準の目的を達成するために必要となる事項はそのつど管理者がこれを定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

土木一式工事の等級	標準発注金額
特 A	4,000 万円以上
A	2,000 万円以上 6,000 万円未満
B	4,000 万円未満